「心のバリアフリー」の推進に係る広報啓発動画制作業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務名

「心のバリアフリー」の推進に係る広報啓発動画制作業務

(2) 業務内容

別紙『「心のバリアフリー」の推進に係る広報啓発動画制作業務基本仕様書』のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

(4) 概算事業費

本業務の委託限度額は200万円(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。

(5) 事業担当課

健康福祉局健康福祉企画課(広島市役所本庁舎3階)

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6-34

電 話:082-504-2144

 $F\ A\ X\ :\ 0\ 8\ 2-5\ 0\ 4-2\ 1\ 6\ 9$

E-mail: kenkoufukushi@city.hiroshima.lg.jp

2 応募資格

応募する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04 広報・宣伝」に登録されている者であること。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の 指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 次に掲げる者でないこと。

ア 審査委員会の委員

イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組 織に所属する者

3 応募申込

(1) 申込期間

公示目から令和5年11月14日(火)までの閉庁日(広島市の休日を定める条例(平成3年

9月26日条例第49号)第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記1(5)に同じ

(3) 提出方法

公募型プロポーザル応募資格確認申請書(様式1)(以下「応募資格確認申請書」という。)を 作成し、持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着の こと。)により提出すること。

- (4) 提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 応募資格者確認結果の通知

令和5年11月20日(月)までに応募資格確認結果を通知する。

4 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

前記3(1)に同じ。

(2) 受付場所

前記1(5)に同じ。

(3) 受付方法

質問書(様式2)を作成し、持参、電子メール又はFAXにて提出すること(電子メール又はFAXで提出する場合は、必ず質問書到達確認の電話連絡を行うこと。)。

(4) 質問に対する回答方法

質問者へ直接回答するとともに、前記1(5)において、令和5年11月24日(金)までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

5 企画提案書の提出

(1) 企画提案書記載項目

表紙には、「「心のバリアフリー」の推進に係る広報啓発動画制作業務企画提案書」と記載するとともに、提案者名を記載すること(<u>ただし、提案者名の記載は正本のみとし、副本には、社</u>章など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。)。

企画提案書に記載する内容は、次の(2)、(3)のとおりとする。なお、企画提案書に記載する内容は、文書、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。

(2) 業務体制、類似事業等に関する業務実績

ア 業務体制

業務従事者を明記した体制を示す資料を作成すること。

なお、業務従事者のうち責任者については、役職、職歴等を記載すること。

イ 類似事業等に関する業務実績

実施主体(クライアント)、実施年次、事業費、事業内容、成果を記載すること(複数記載

可)。

ウ 業務スケジュール

業務ごとのスケジュールを記載すること。

(3) 企画提案の内容

ア 制作する映像のコンセプト、テーマ等について説明し、閲覧者に訴求する理由とともに、写真やイメージ図等を用いて記載すること。

- イ 企画概要を踏まえた絵コンテや脚本等を記載すること。
- ウ 当該業務に対し、より効果的となる独自提案があれば、取組の内容、方法及び期待できる効果等について記載すること。
- エ 映像素材の提案及び過去の実績の紹介のため、サンプル映像等が収録されたDVDを任意で 提出することも可とする。ただし、DVDを提出する際は、正本1部とし、DVDの内容には 前記(1)と同様に、その映像の内容に提案者が特定できるものを含めてはならない。

(4) 業務見積書

企画提案書とともに業務見積書を業務費内訳の確認のため提出すること。ただし、契約の締結 に当たっては、別途見積書の提出を求める。

(5) 提出部数等

ア 提出部数

正本1部、副本10部

イ 書式体裁

大きさは、A4判縦置き横書きとし、表紙、裏表紙、目次及び本文の全てを含めて15枚以内とする(資料やイメージ図など、見やすくするためA3用紙を使用する場合は、A4用紙の大きさで3ツ折にすることとし、A4は両面又は片面いずれも可、A3は片面のみ可)。

ウ その他

企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。 また、採用された提案の著作権は広島市に帰属する。

(6) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限

応募資格確認結果の通知日から11月24日(金)午後5時15分まで

イ 提出場所

前記1(5)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)にて提出すること。

6 企画提案書の説明

企画提案書の説明は令和5年11月30日(木)に広島市役所本庁舎で開催することを予定して おり、時間、場所については別途通知する。

参加者による提案内容の説明は15分、質疑応答は5分として実施することを予定している。な

お、追加資料の配布は認めない。

企画内容等をプロジェクターなどに投影し、説明することは可とする。

7 審査方法

(1) 企画提案書の審査

「心のバリアフリー」の推進に係る広報啓発動画制作業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

(2) 審查基準

別紙『受託候補者特定基準』(以下「審査基準」という。)のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 審査委員会において、応募者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者 として特定する。

ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、審査基準の合計得点が、本市の求める最低水準(合計得点の6割)に達していない場合は、この限りではない。

イ 得点が同じ者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

8 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果については、全ての応募者に、書面により通知する。

(2) 審査結果の公表

受託候補者の特定後、応募者全員の商号・名称、各応募者の審査結果、審査委員の氏名及び職名について、広島市ホームページで公表する。

9 契約の方法等

- (1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約をする。
- (2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

- ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
- イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 企画提案の選定後、提案者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約をする。
- (5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約する予定である。また、決定を取

り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金(契約予定金額の100分の5)を支払うものとする。

10 その他

- (1) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 応募資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できない。
- (3) 応募資格確認申請書及び企画提案書等の作成並びに提出に要する費用及びその後の契約手続に要する費用については、応募者の負担とする。
- (4) 提出された応募資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限後における応募資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。ただし、広島市から指示があった場合を除く。
- (7) 提出された企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提案者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例(平成13年広島市条例第6号)第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (8) 公募型プロポーザルに応募しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、応募資格を失うことがある。